

令和6年度 住民税非課税世帯への給付金のお知らせ



対象になることが見込まれる世帯には、すでに郵便でご案内しています。確実に給付金を受け取るために、早めの手続きをお願いします（受付期日を過ぎると給付できません）。

制度概要

2024（令和6）年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、下記の要件で給付金を支給します。

給付要件

- 2024（令和6）年12月13日において、釧路市住民基本台帳に登録がある世帯であること。
- 世帯の全員が令和6年度住民税非課税であること。
- 世帯の全員が別の世帯の令和6年度住民税課税者から税法上の扶養を受けていないこと。

給付方法

- 口座振替の場合……提出書類の審査から振り込みまで目安として3～4週間ほどかかります。
- 口座をお持ちでない場合……釧路市役所の窓口で現金給付することが可能ですが、口座振込の場合よりもかなりの日数がかかります。

給付内容

- 非課税世帯への給付……1世帯当たり3万5,000円
- 子育て世帯への加算……①の世帯のうち、2006（平成18）年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯は児童1人当たり2万円を加算

申請方法

- 対象と見込まれる世帯……すでにご案内している郵送物の内容を確認してください。
- 申請が必要となる世帯……住民票や住民税の情報を把握できない方（2024（令和6）年1月2日以降の転入者、2024（令和6）年度分住民税の更正等を行った方、基準日後の新生児など）を含む世帯は、市ホームページから申請書をダウンロードして提出してください。

市ホームページ▶▶▶

様式のダウンロードはこちらから！

📄<https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/1015724/1015725.html>



申請期限

4月30日(水)まで（郵送の場合は当日消印有効）

問合せ先

釧路市給付金コールセンター ☎0570-066-150

（平日のみ午前8時50分～午後5時20分）

※給付要件に該当するのに案内が届いていない場合や申請書をダウンロードする環境がない場合はお問い合わせください。

※生計同一の別居している児童や、基準日以降の新生児は子育て世帯への加算対象になりますので詳しくはお問い合わせください。

※配偶者の暴力等により避難している場合などは、給付金の対象となる可能性がありますのでお問い合わせください。

担当課 社会援護課福祉政策担当

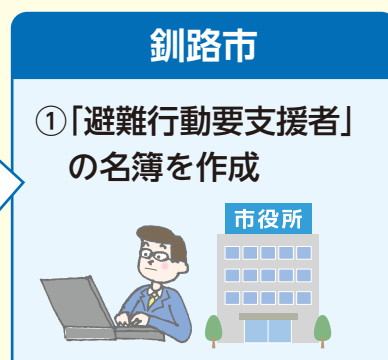
災害発生時に地域で要支援者を支える体制づくりへのご協力を！

問合せ先 市役所社会援護課福祉政策担当（☎31-4536）

災害の発生に備え、避難の際に手助けを必要とする人（避難行動要支援者）の情報を地域の支援者にお知らせして、地域で避難行動を支える体制づくりを行っています。

避難行動要支援者避難支援事業の仕組み

対象となる方（在宅生活の方）	
高齢者	要介護認定3以上の方
	介護認定調査日常生活自立度B、Cまたは認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する方
障がい者等	身体障害者手帳を所持する方で視覚または聴覚障がい1・2級
	身体障害者手帳を所持する方で上肢、下肢、体幹機能、呼吸器機能障がいのうちいずれか1級
	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
	療育手帳Aを所持する方 市の生活支援を受けている難病患者



②名簿情報提供の同意を確認

③名簿情報提供への同意

避難行動要支援者

○高齢者や障がい者等、自力避難が困難な方



④名簿情報提供

地域の支援者

○地域の支援者とは

- ・町内会、自治会
- ・近所の方
- ・要支援者の家族 など

災害時に
地域で支え合う
体制づくり

⑤避難支援など

※災害時の避難支援などについては、任意による協力であり、法的な責任を負うものではありません。

地域の支援者の役割

■日頃の取り組み

あいさつなどの声掛け、見守り

■災害時の役割

安否確認、情報提供

個別避難計画をもとに避難所への避難支援

避難行動要支援者

個別避難計画（避難場所・緊急連絡先などを記載）を作成し、災害時に必要なものを備えましょう。

避難支援の協力について、家族や近所の方などに声掛けをしてみましょう。

支援者

災害時に頼りになるのは「地域の支援者」です！

地域の支援者としてご理解とご協力をお願いします。